

○経済的事由の基準（世帯の所得算定）

給与所得は、源泉徴収票の支払い金額から【給与所得の控除額】を引いた金額、給与所得以外は、所得金額の合計額から、事情に応じた【特別控除額】を引いた金額が世帯人員の区分の基準額を超えない場合、経済的事由に該当となります。

【給与所得の控除額】

年間収入（給与所得）	控 除 額
3,200,000 円以下	年間収入金額×0.2+2,104,000 円
3,200,000 円を超え 7,024,000 円以下	年間収入金額×0.3+1,784,000 円
7,024,000 円を超える	3,888,000 円

【特別控除額】

事 情				特別控除額
出願者本人	高等学校	国公立	自宅通学	224,000 円
			自宅外通学	376,000 円
		私 立	自宅通学	328,000 円
			自宅外通学	480,000 円
	大 学 (短大・各種学校含む)	国公立		576,000 円
		私 立		696,000 円
就学者のいる世帯 (生徒学生1人につき)	小学校			64,000 円
	中学校			128,000 円
	高等学校	国公立	自宅通学	224,000 円
			自宅外通学	376,000 円
		私 立	自宅通学	328,000 円
			自宅外通学	480,000 円
	大 学 (短大・各種学校含む)	国公立		816,000 円
		私 立		1,152,000 円
母子家庭				392,000 円
障害者のいる世帯	障害者1人につき			688,000 円

【基準額】

基 準 額						
世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
控除後収入額	2,256,000 円	2,624,000 円	2,840,000 円	3,056,000 円	3,216,000 円	3,376,000 円

※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに128,000円を世帯人員7人の基準額に加算します。